

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第7号

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会の項の次に次のように加える。

硝酸性窒素削減 対策協議会	委員24 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 農業関係団体に所属する者 (3) 関係地域の住民 (4) 関係行政機関の職員	2年	会長及び 副会長1 人	市民部 環境課
------------------	-------------	---	----	-------------------	------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。